

山梨県公報

第百三十三号

令和二年

十月五日

月 曜 日

目次

告示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………五〇九
○特定猟具使用禁止区域の指定……………五〇九
○随意契約の相手方の決定について……………五一一
○落札者の決定について……………五一一

告示

山梨県告示第百六十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和二年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 雨畑湖鳥獣保護区

- 鳥獣保護区の名称 雨畑湖鳥獣保護区
- 鳥獣保護区の区域 南巨摩郡早川町(次の図に示す部分に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 鳥獣保護区の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 鳥獣保護区の面積 八十四ヘクタール
- 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分 集団渡来地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的 雨畑湖と周辺の美しい自然は、県の景観保存地区に指定され、周囲には多くの野生鳥獣が生息している。また、四季を通じて多種の鳥が飛来し、特に冬季についてはカモ類(オシドリなど)が数多く飛来している。このように、当該地区は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の

鳥獣にとって重要な地区となつているため保護していく必要がある。

(三) 鳥獣保護区の管理方針

- 定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 雨畑湖周辺の鳥獣生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

山梨県告示第百六十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和二年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 武川特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 武川特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 北杜市(次の図に示す部分に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 特定猟具の種類 銃器
- 特定猟具使用禁止区域の面積 百九十五ヘクタール

二 笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域

- 特定猟具使用禁止区域の名称 笛吹川サイクリングロード特定猟具使用禁止区域
- 特定猟具使用を禁止する区域 甲府市、山梨市、笛吹市、中央市及び西八代郡市川三郷町(次の図に示す部分に限る。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課、中北林務環境事務所、峡東林務環境事務所及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 特定猟具の種類 銃器
- 特定猟具使用禁止区域の面積 千百八十五・五ヘクタール

三 八代特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 八代特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百十七ヘクタール

四 境川特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 境川特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 笛吹市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百七十二ヘクタール

五 中原特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 中原特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 甲州市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百二十七ヘクタール

六 中富特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 中富特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 南巨摩郡身延町及び同郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで

一日まで

- 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 三百十七・三ヘクタール
- 七 花咲特定猟具使用禁止区域
- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 花咲特定猟具使用禁止区域
 - 2 特定猟具使用を禁止する区域 大月市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 - 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百八十五ヘクタール

八 犬目特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 犬目特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 上野原市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 百七十七ヘクタール

九 大幡特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 大幡特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 都留市及び大月市（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
- 4 特定猟具の種類 銃器
- 5 特定猟具使用禁止区域の面積 二百八十四ヘクタール

十 富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域

- 1 特定猟具使用禁止区域の名称 富士天神山スキー場特定猟具使用禁止区域
- 2 特定猟具使用を禁止する区域 南都留郡鳴沢村（次の図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・

- 東部林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 特定猟具使用禁止区域の存続期間 令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで
 - 4 特定猟具の種類 銃器
 - 5 特定猟具使用禁止区域の面積 八十四ヘクタール

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 テレワークシステム改修業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和二年五月八日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社YSKeicom
 - (二) 住所 山梨県甲府市湯田一丁目十三番二号
- 五 契約金額 四千九百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 テレワークシステム構築業務の委託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当）。

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

シュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年十月五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る役務
 - (一) 名称 テレワーク環境構築業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和二年五月二十八日
- 四 落札者
 - (一) 名称 日本システムウェア株式会社
 - (二) 住所 東京都渋谷区桜丘町三十一番十一号
- 五 落札金額 四千八百六十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年五月十四日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番